

国立大学法人福井大学大学教育職員の任期に関する規程

平成16年4月1日

福大規程第4号

(趣旨)

第1条 国立大学法人福井大学職員の任期に関する規程 (平成16年福大規程第3号) 第2条第1号及び「大学の教員等の任期に関する法律」(平成9年法律第82号。以下「任期法」という。)第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人福井大学(以下「本学」という。)の教育研究の活性化を図ることを目的として、本学における大学教育職員(教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。))、助教及び助手をいう。以下同じ。)の任期に関する規程を定める。

(教育研究組織及び職等)

第2条 任期を定めて雇用する大学教育職員の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項別表に規定する任期は、大学教育職員が当該期間中(当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。)にその意思により退職することを妨げるものではない。

(同意)

第3条 大学教育職員を、任期を定めて雇用する場合は、文書により、当該雇用される者の同意を得なければならない。

(業績審査)

第4条 大学教育職員を再任しようとする場合、その可否は、当該大学教育職員の任期中の業績審査に基づくものとする。

2 業績審査の方法、項目等審査のために必要な事項については、別に定める。

(公表)

第5条 この規程を定め、又は改正したときは、本学の学報等により広く周知を図る。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に任用される者に適用する。

2 この規程の施行日前日において、任期法に基づき任用されている医学部附属病院総合診療部の教授の任期にあつては、第2条別表の定めにかかわらず平成24年6月30日まで(再任可)とする。

附 則 (平成17年9月14日福大規程第63号)

この規程は、平成17年9月14日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日福大規程第8号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日福大規程第12号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に雇用される者に適用する。

2 この規程の施行日前日において、改正前の福井大学大学教育職員の任期に関する規程に基づき雇用されている者の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、改正前の任期とする。

3 この規程の施行日前日において在職する大学教育職員で、新たに任期を付すこととなる者の任期については、この規程を準用する。

附 則（平成21年 3月17日福大規程第31号）

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 3月16日福大規程第11号）

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則（平成23年10月19日福大規程第21号）

この規程は、平成23年10月19日から施行し、同日以降に雇用される者に適用する。

附 則（平成24年 3月21日福大規程第16号）

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 5月16日福大規程第20号）

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則（平成24年 9月19日福大規程第26号）

この規程は、平成24年10月 1日から施行し、同日以降に雇用される者に適用する。

附 則（平成25年 3月14日福大規程第24号）

1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

2 この規程の施行日前日において、改正前の国立大学法人福井大学大学教育職員の任期に関する規程に基づき雇用されている者の別表（第 2 条関係）中の再任の規定については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日以後の最初の再任時に限り改正前の規程を適用とする。

附 則（平成25年 7月26日福大規程第45号）

1 この規程は、平成25年 7月26日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

2 この規程の適用日の前日において、改正前の国立大学法人福井大学大学教育職員の任期に関する規程（以下「改正前規程」という。）に基づき雇用されている次の各号に掲げる者については、改正後の別表（第 2 条関係）中の再任欄の規定を適用する。

一 医学部医学科，看護学科全講座の助教

二 医学部附属病院全診療科・施設（部）の助教

三 高エネルギー医学研究センター全領域・部門（PET工学部門，国際画像医学研修部門及びパナソニック医工学共同研究部門を除く）の助教

四 子どものこころの発達研究センターこころの形成発達研究部門の教授

3 第 2 項第 4 号に掲げる者については、改正前規程の任期欄の規定を適用する。

附 則（平成25年12月18日福大規程第54号）

この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。

附 則（平成27年 3月18日福大規程第19号）

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（平成27年 5月20日福大規程第33号）

この規程は、平成27年 5月20日から施行する。

附 則（平成28年 3月15日福大規程第26号）

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 9月30日福大規程第149号）

1 この規程は、平成28年 9月30日から施行し、改正後の国立大学法人福井大学大学教育職員の任期に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成28年 4月 1日から適用する。ただし、この規

程の施行日以後に改正後規程に基づき雇用される次に掲げる者については、改正後規程は施行日から適用する。

教育・人文社会系部門教員養成領域教師教育講座教師教育学（B）の講師及び助教

2 この規程の施行日の前日において、改正前の国立大学法人福井大学大学教育職員の任期に関する規程（以下「改正前規程」という。）に基づき雇用されている次の各号に掲げる者については、改正前規程の再任欄の規定を適用する。

- 一 大学院工学研究科の助教
- 二 総合情報基盤センターの教授，准教授，講師及び助教

別表（第2条関係）

教員組織 部門又は 領域名	専任教員として配置 される教育研究組織		職	任 期	再 任	根拠規定
	学科， 研究科等	学科，課程， 専攻，研究部門等				
		外部資金等により大 型プロジェクトを実 施する講座等	教 授 准教授 講 師 助 教	5年以内	可 通算の任期は プロジェクト の終了時まで	法第4条 第1項第3号
教育・人 文社会系 部門 教員養成 領域	大学院教 育学研究 科	教師教育講座教師教 育学（B）	講 師 助 教	5年以内	可 （再任後は任 期を定めな い）	法第4条 第1項第1号
教育・人 文社会系 部門	国際地域 学部		助 教	4年	可 ※雇用契約期 間を通算した 期間は10年 以内とする。	法第4条 第1項第2号
医学系部 門	医 学 科 看護学科	医学部が別に定める 領域等	教 授 准教授 講 師	5年以内	可 （再任後は任 期を定めな い）	法第4条 第1項第1号
		全講座	助 教	5年	可 （再任後は任 期を定めな い）	法第4条 第1項第2号
	附属病院	全診療科・施設 （部）	助 教	5年	可 （再任後は任 期を定めな い）	法第4条 第1項第2号

	寄附講座	地域プライマリケア講座	教授 准教授 講師 助教	5年以内	可 通算の任期は 講座の終了時 まで	法第4条 第1項第1号
		地域医療推進講座	教授 准教授 講師 助教	5年以内	可 通算の任期は 講座の終了時 まで	法第4条 第1項第1号
		地域高度医療推進講座	教授 准教授 講師 助教	5年以内	可 通算の任期は 講座の終了時 まで	法第4条 第1項第1号
		がん専門医育成推進講座	教授 准教授 講師 助教	5年以内	可 通算の任期は 講座の終了時 まで	法第4条 第1項第1号
工学系 部門	工学部	全講座	助教	5年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第2号
先進部門	高エネルギー医学 研究センター	全領域・部門 (PET 工学部門, 国際画像 医学研修部門及びパ ナソニック医工学共 同研究部門を除く)	助教	5年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第2号
		PET工学部門 国際画像医学研修部 門 パナソニック医工学 共同研究部門	教授 准教授 講師 助教	5年以内	可 通算の任期は 部門の終了時 まで	法第4条 第1項第1号
	遠赤外線 領域開発研 究セン ター	全部門	助教	5年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第2号

	子どもの こころの 発達研究 センター	全部門	教 授	5 年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第1号
			助 教	5 年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第2号
基盤部門	産学官連 携本部	全室・部	教 授 准教授 講 師	5 年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第1号
			助 教	5 年	不可	法第4条 第1項第2号
	総合情報 基盤セン ター	全部門	教 授 准教授 講 師	5 年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第1号
			助 教	5 年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第2号
	アドミッ ションセ ンター		講 師	3 年	可 1回限り	法第4条 第1項第1号
	国際セン ター		教 授 准教授 講 師	5 年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第1号
			助 教			法第4条 第1項第2号
	ライフサ イエンス 支援セン ター	全部門	助 教	5 年	可 (再任後は任 期を定めな い)	法第4条 第1項第2号
語学セン ター		教 授 准教授	5年以内	可 ※※雇用契約 期間を通算し た期間は5年	法第4条 第1項第1号	

				以内とし、5年を超えて雇用する場合は任期を定めない。	
		講師	3年以内	可 ※※雇用契約期間を通算した期間は5年以内とし、5年を超えて雇用する場合は任期を定めない。	法第4条 第1項第1号
		助教	3年以内	可 ※※雇用契約期間を通算した期間は5年以内とし、5年を超えて雇用する場合は任期を定めない。	法第4条 第1項第2号
テニユア トラック 推進本部		講師	5年以内	不可	法第4条 第1項第3号
		助教	5年以内	不可	法第4条 第1項第3号
保健管理 センター		教授 准教授 講師	5年以内	可 (再任後は任期を定めない)	法第4条 第1項第1号